

令和4年9月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年9月15日(木)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時00分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	欠席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
	11	本田 敏一	出席			
事務局	事務局長	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主任	長谷川 英理子
	副理事	星野 公男	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	阿久津 正浩		
議案	議案第47号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第48号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第49号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第50号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第51号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第52号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第53号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第54号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第55号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
議案第56号	農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見(大野島地区)					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3の規定による届出について ・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について ・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について ・農地法第18条第6項の規定による解約通知について 					

<p>1 開 会 本田会長職務代理者</p>	<p>只今から、令和4年9月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
<p>2 会議成立の報告 本田会長職務代理者</p>	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は関口委員が欠席されておりますので、出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
<p>3 署名委員の指名 本田会長職務代理者</p>	<p>議事録署名委員として、 議席番号19番 杉山 委員 議席番号20番 中山 委員 を指名します。よろしく願いいたします。</p>

<p>4 議案審議</p> <p>議 長</p>	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>杉 山 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立馬宮西小学校の北西①700m②980mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、①、②ともに100mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番から5番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>石 川 委 員</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立指扇小学校の南西①340m②300m③380mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、①③は80m、②は30mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ブロッコリーの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立指扇小学校の南西300mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、50mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ブロッコリーの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立指扇小学校の西300mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。 通作距離は、60mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ブロッコリーの予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

続きまして、番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立指扇小学校の西300mに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。
通作距離は、40mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、ブロッコリーの予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号6番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西 形 委 員

番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立三室中学校の北西1.1kmに位置する見沼田圃内の現況畑です。
通作距離は、700mです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、花木類の予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号7番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。

浅 子 委 員

番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立芝原小学校の東1.2kmに位置する見沼田圃内の現況畑です。
通作距離は、5.8kmです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、ジャガイモ、サツマイモ、タマネギの予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号8番、新和地区、小林委員、議案説明をお願いいたします。

小 林 委 員

番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請地は、市立和土小学校の①南東1.8km②1.6kmに位置する住宅と農地の混在する地域の畑です。
通作距離は、①1.8km②2.1kmです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。
作付計画は、コマツナ、ネギ、ホウレンソウの予定で、問題ないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号9番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱 野 委 員	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立新和小学校の北東400mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、12.4kmです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、ジャガイモ、サツマイモ、タマネギの予定で、問題ないものと思われま す。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、柏崎地区ですので、私から議案を説明いたします。</p> <p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立柏崎小学校の南西600mに位置する水田の広がる地域の田です。 通作距離は、100mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外に適正に管理されていない農地がございます、また、農機具等は揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われま す。 ここで、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>番号10番について補足説明を行います。 議案書記載のとおり、譲受人が所有する農地のうち、3筆について適正に管理されて いない状況でした。これについては譲受人も認識しており、事務局からも許可の要件に 該当しない旨お伝えしました。しかし、譲受人はそれを承知の上で申請を行うとの意向 であったため、申請を受理し、月例総会で諮ることとなりました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅 子 委 員	<p>番号10番について伺います。 この農地については、毎年の調査で遊休農地として把握していたのでしょうか。もし 判定されていなかったならば対象農地ではなかったからでしょうか。</p>
事 務 局	<p>この農地については遊休農地とは判断しておりません。この判断というのは農業委員 の方が現地を確認したうえで、農業振興課と判断していくものになります。</p>
高 松 委 員	<p>番号9番について伺います。 通作距離が離れているが、農機具等はどのようにするのでしょうか。 続いて、番号10番について伺います。 譲受人の年齢について教えてください。また、貸付を行いながら今回新たに申請を 行った理由はどのようなことでしょうか。</p>
事 務 局	<p>番号9番について、譲受人の方は新規就農された方となります。農機具についてはそ の都度、農地へ運んでいるようです。 番号10番について、譲受人の方の年齢は80歳です。また譲受人の所有する農地の 間に今回の申請地があり、申請地を購入することにより、効率的に管理できることにな るため、今回申請に至った理由となります。</p>

西形委員	<p>番号10番について伺います。 譲渡人と譲受人の関係性について教えてください。また、今回不許可となった場合、今後の申請に影響は出るのでしょうか。</p>
事務局	<p>譲渡人と譲受人の間に親族関係はありません。譲受人の所有する間の農地を譲渡人の方が所有していたということです。 また、仮に今回不許可となった場合、その事実は残りますが、対象地が農地として適正に管理されていると判断された場合、今後申請を行う上で障害となることはありません。</p>
石川委員	<p>番号9番について伺います。 この申請地は農地改良を行っているのですか。</p>
濱野委員	<p>この申請地周辺は田が広がっていますが、申請地は周辺より高くなっており、畑として活用できるものです。</p>
議長	<p>他にご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第47号番号1から9については、許可で賛成の委員の方、また番号10については不許可で賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でありますので、番号1から9は許可とし、番号10は不許可とすることと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第48号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、2番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>杉 山 委 員</p>	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、埼玉県警察機動センターの南東390mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.1mの新設木柵により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>続きまして、番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、埼玉県警察機動センターの南東390mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、自身が所有する農地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.3mの新設土留ブロック及び高さ0.1mの新設木柵により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>石 川 委 員</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、関東運輸局埼玉運輸支局の南西290mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民及び近隣企業等からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック5～9段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
<p>西 澤 委 員</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立七里中学校の南120mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、貸駐車場です。 申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.6～0.9mの既設コンクリート塀及び既設コンクリートブロック3～5段積及び高さ0.6～0.8mの既設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第48号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 議	委 員 長	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございます。 議案第48号について、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第49号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。先に番号13番を審議いたします。</p> <p>この案件は、井原委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第31条により、井原委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p>
		<p>— 井原委員退席 —</p>
		<p>番号13番、川通地区、濱野委員、議案説明をお願いします。</p>
濱野委員		<p>番号13番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立川通中学校の北200mに位置する10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。</p> <p>転用目的は、駐車場です。</p> <p>申請理由は、現在、市内で倉庫業を営んでいるが、既存駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな駐車場として拡張するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.2mの新設L型擁壁及び高さ1.2mの新設メッシュフェンスにより、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第49号、番号13番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		<p>— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございますので、議案第49号、番号13番について、許可することと決定いたします。</p> <p>それでは、井原委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 井原委員入室 —</p> <p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>

小島委員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立大宮光陵高等学校の南西380mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、市内で製造業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ0.8～1.2mの新設フェンス及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 続きまして番号2番、3番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉山委員	<p>番号2番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、市立馬宮西小学校の南東900mに位置する農振農用地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから客土して嵩上げするためです。 作付計画は、キャベツ、ハクサイを作付けする予定です。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地への影響はありません。</p>
議長	<p>続きまして、番号3番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立馬宮西小学校の南1.3kmに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、農地改良です。 申請理由は、低地で水はけが悪いことから客土して嵩上げするためです。 作付計画は、キャベツ、ハクサイを作付けする予定です。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地への影響はありません。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。 続きまして、番号4番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石川委員	<p>番号4番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、大宮花の丘農林公苑の西520mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、自己用住宅です。 申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、義父が所有する申請地に自己用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号5番から8番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。

小山委員 番号5番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、大宮聖苑の南830mに位置する農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから客土して嵩上げするためです。
作付計画は、①イモ、②イモ、③ネギを作付けする予定です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。

続きまして、番号6番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、片柳コミュニティセンターの北300mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で洋蘭園を営んでいるが、既存駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、既設コンクリートブロック4～8段積及び高さ0.1mの既設鋼板及び高さ0.1mの既設単管パイプにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号7番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、大宮聖苑の南東1.3kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから客土して嵩上げするためです。
作付計画は、①ネギ、②並木を作付けする予定です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。

続きまして、番号8番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農振農用地です。
申請地は、大宮聖苑の南1.3kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。
転用目的は、農地改良です。
申請理由は、低地で水はけが悪いことから客土して嵩上げするためです。
作付計画は、ネギを作付けする予定です。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地への影響はありません。
以上、ご審議のほど、よろしくご説明いたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号9番、土合地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。

高 崎 委 員	<p>番号9番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、土合支所・土合公民館の東40mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。 転用目的は、休憩所（コンビニエンスストア）です。 申請理由は、現在、全国各地でコンビニエンスストアを展開しているが、申請地にも新たに展開するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ1.2m～1.8mのメッシュフェンス及び新設コンクリートブロック4段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号10番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
横 山 委 員	<p>番号10番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、共立薬科大学の北210mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、市内で自動車修理業を営んでいるが、既存駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、高さ1.8m～2.0mの既設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号11番、12番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>
濱 野 委 員	<p>番号11番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、南部配水場の北350mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在、県外で解体業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積及び高さ1.0mの新設L型擁壁及び高さ4.0mの新設鉄鋼板により、被害を及ぼさない計画です。</p>

続きまして、番号12番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立和土小学校の北400mに位置し、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、義父の所有する農地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号14番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。

井原委員

番号14番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立川通小学校の西400mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、自己用住宅です。
申請理由は、現在、市内の実家に居住しているが、手狭であることから、母（義母）の所有する農地に自己用住宅を建築するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、新設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ありがとうございました。
続きまして、番号15番、柏崎地区ですので、私から議案を説明いたします。

番号15番についてご説明いたします。
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
農振法は、農用地区域外です。
申請地は、市立柏崎小学校の西550mに位置し、①農地の規模が10ha未満で住宅が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地及び②道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。
転用目的は、駐車場です。
申請理由は、現在、市内で中古車販売業を営んでいるが、受注量の増加に伴い既存駐車場が手狭となったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。
周辺農地へは、高さ0.5mの新設鋼板により、被害を及ぼさない計画です。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、番号16番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員	<p>番号16番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、県立岩槻北稜高等学校の北東690mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、駐車場です。 申請理由は、現在、市内で中古車販売業を営んでいるが、既存駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、既設コンクリートブロック8段積及び高さ0.2mの新設マウン トアップにより、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号2番について伺います。 周辺が一団の田圃となっていることから排水はどうなっているのでしょうか。</p>
杉山委員	<p>南側の水路に流れていくものと推測され、周辺への影響はないものと思われま す。</p>
小林委員	<p>番号7番について伺います。 作付計画の並木とはどういった作物なのでしょう。 続きまして番号9番について伺います。 市街化区域である宅地と申請地の間に筆があります。この筆も市街化区域とい うことですが、一体利用するのでしょうか。</p>
小山委員	<p>番号7番について、並木については、植木の一種だと思われます。</p>
事務局	<p>番号9番について、宅地の東側の筆については申請地に入っていないので、一 体利用ではありません。</p>
高松委員	<p>番号14番について伺います。 流末管はどちらへ接続されるのでしょうか。</p>
井原委員	<p>申請地の面する道路の北側に用排水路があり、そこに接続する予定です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第49号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員	<p>— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成でございます。 議案第49号について、許可することに決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p> <p>番号1番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っています。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、水稻です。</p> <p>申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.6kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細 沼 委 員	<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。</p> <p>作付計画は、植木、苗木です。</p> <p>申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は17.2kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番から8番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小 山 委 員	<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>作付計画は、コムギです。</p> <p>申請目的は、一般法人による農業参入で、通作距離は4.2kmです。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号4番についてご説明いたします。</p> <p>賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請目的は、中間管理権の取得です。</p> <p>特に問題はないものと思われます。</p>

続きまして番号5番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ダイコン、カブです。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.9kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号6番についてご説明いたします。
賃借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ダイコン、カブです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.0kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号7番についてご説明いたします。
賃借権の再設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、ダイコン、カブです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.1kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号8番についてご説明いたします。
使用賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議 長

ありがとうございました。
続きまして、番号9番から番号12番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西 形 委 員

番号9番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号10番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
申請目的は、中間管理権の取得です。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号11番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
作付計画は、サツマイモです。
申請目的は、新規就農で、通作距離は12.4kmです。
特に問題はないものと思われま

続きまして番号12番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は680mです。
特に問題はないものと思われま
以上、ご審議のほど、よろしくお願

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号13番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いいたします。

石井委員 番号13番についてご説明いたします。
賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
作付計画は、ミニトマトです。
申請目的は、新規就農で、通作距離は4.5kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号14番から番号16番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。

浅子委員 番号14番についてご説明いたします。
賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、サニーレタス、キュウリです。
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は20.5kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号15番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.6kmです。
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号16番についてご説明いたします。
使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。
作付計画は、植木です。
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.9kmです。
特に問題はないものと思われます。
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。
続きまして、番号17番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関根委員	<p>番号17番についてご説明いたします。 賃借権の再設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。 また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。 作付計画は、水稻です。 申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は4.1kmです。 特に問題はないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
西形委員	<p>番号3番について伺います。 譲受人は、さいたま市内でも大宮区周辺に農地を所有していると聞いていますが、議案書では耕作面積が0になっている理由は为什么呢。</p>
事務局	<p>譲受人から、以前さいたま市内に参入したいとの相談があった際、農地取得の目的が立っていないということで、農業政策課で行っている貸付制度を案内しました。そこで受託契約をしたという報告は受けていますが、農業委員会での正式な手続きではないことから、耕作面積は0となっております。</p>
議長	<p>他に質問はございますか。 質問がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第50号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">— 総員賛成 —</p>
議長	<p>総員賛成ですので、議案第50号について、原案どおり意見決定することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第51号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細沼委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号2番、谷田地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事務局		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号3番、尾間木地区、事務局、議案説明をお願いいたします。</p>
事務局		<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の故障により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>続きまして、番号4番、大門地区、石井委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石井委員		<p>番号4番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
高	松 委 員	<p>番号3番について伺います。 世帯主は従事者のご子息でしょうか。</p>
事	務 局	<p>今回申請があったのは、従事者のご子息からですが、農業を行っていないことから、議案書には反映させておりません。</p> <p>他に質問はございますか。 質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第51号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各	委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。 議案第51号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第52号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番につきますして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第52号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第52号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第53号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から8番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧ください、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第53号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第53号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第54号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番から9番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第54号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第54号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第55号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書57ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第50号番号4番の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料の58ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号2番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案書57ページの配分計画(案)の番号2番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第50号番号8番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の59ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号3番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案書57ページの配分計画(案)の番号3番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第50号番号9番及び番号10番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。 譲受人の農業経営につきましては、補足資料60ページをご覧ください。 周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。 以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 以上で説明が終わりました。 ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p>

<p>各 委 員 議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第55号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>— 総 員 賛 成 —</p> <p>総員賛成でございます。 議案第55号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>
----------------------	--

議 長	<p>続きまして、議案第56号、農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（大野島地区）について審議します。</p> <p>それでは事務局より補足説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。 農地利用集積計画（案）に対する意見（大野島地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第56号、農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（大野島地区）について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第56号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第56号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

<p>5 報告事項 議 長</p>	<p>本日の議案審議は、以上です。 続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p>
	<p>事務局お願いいたします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>お手元の資料をご覧ください。 令和4年8月分報告事項です。</p> <p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。 農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。 農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。 農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。 ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
<p>6 閉会宣言 石川会長職務代理者</p>	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。 これもちまして、令和4年9月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>